

いじめ防止基本方針

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

2 いじめ防止にむけての基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童（生徒）を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

3 目指す子供の姿

本校の子供は、素直で優しく、活動に真面目に取り組む良さがある。しかし、相手のことや場面などを考えず、意地悪をしたり人を傷つけるような言葉を使ったりしてしまう子も少なくない。そこで加茂小学校では、自己を振り返り、自ら課題を見つけて改善に取り組む活動を繰り返すことを通して、自他を伸ばしていける子を目指す。

4 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 子供を語る会・人権研修

全職員が生徒指導上支援に必要な児童の実態をつかみ、同一歩調で対応できるよう共通理解を図る。また、人権について学び、共通して必要な支援は何かを話し合う。

(2) 校内いじめ防止対策委員会

直面したいじめ等の生徒指導上の問題に対して、事実の確認と対応について、校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、学級担任等からなる会議を開く。いじめを受けた子供、保護者への支援、いじめを行った子供への指導と保護者伝えていくべきことを共通理解をしながら進める。

5 いじめ防止のための取組

(1) 学校生活の充実

いじめアンケート、静岡県版 SEL 等を実施して、児童の実態を十分に把握するとともに、児童と教師で学級の課題を共有し、よりよい学級経営に努め、一人一人の自己有用感を育む。「加茂っ子の生活」を指導し、集団ルールの遵守、マナーの向上、よりよく関わる力の育成を図る。

(2) 授業の充実

わかる・できる授業をめざし、一人一人が成就感や充実感をもてる授業に努める。相手の思いを聞き取る聴き方や、相手に伝えようとする話し方の指導を年間通して行い、授業の中で言語によるコミュニケーションのスキルを身につける。合わせて、違う考えを受け入れたり、自分の考えとの共通点を見いだして納得したりする話し合い活動の充実を図る。

(3) 道德教育の充実

特別の教科道德の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。また、全ての教育活動において道德教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

(4) 教育相談の充実

日常的に全職員が児童・保護者との対話を心がける。また、問題を認識した際は、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等が適宜、かかわる児童や保護者の相談にのり、ケア方法を検討し援助する。

(5) ネット社会への対応

授業の中でネットモラル向上を目指した活動を取り入れる。また、子供たちがインターネット端末を安全に利用・活用できるよう、活用の仕方についての情報を保護者に発信していく。

(6) 関係機関との連携

学校相互間の連携をとり、中学校や幼稚園、保育園と情報交換や交流活動を行う。また、地域や、福祉課、市教育委員会、ＳＣ、ＳＳＷ等との連携を図る。

(7) いじめアンケートの実施

一学期は毎月、その後は学期に１度、いじめアンケート（安心アンケート）を行い、普段困っていることを伝えられない児童の様子をつかみ、いじめ等の早期発見に努め、指導や支援に活かす。

6 いじめの防止等の対策のための実施計画

月	内容
4	いじめ対策にかかわる共通理解 いじめアンケート実施（考察と対応の共有化）
5	第１回子供を語る会 支援の必要な児童についての共通理解 いじめアンケート実施（考察と対応の共有化）
6	いじめアンケート実施（考察と対応の共有化）
7	いじめアンケート実施（考察と対応の共有化） 個別面談 第２回子供を語る会
9	
10	
11	いじめアンケート実施（考察と対応の共有化）
12	保護者アンケート実施
1	
2	いじめアンケート実施（考察と対応の共有化）
3	次年度学級編成会議

7 いじめ問題があったことが確認または疑われた場合

- (1) いじめ問題への介入（いじめをやめさせる）
- (2) 校内いじめ問題対策会議（ケース会議）開催
- (3) 継続的な支援、指導及び助言

ア いじめを受けた子供又はその保護者に対して支援をする。
イ いじめを行った子供又はその保護者に対して助言をする。
ウ 保護者と情報を共有し、保護者の理解・協力を得る。

(4) 教育を受ける権利の保障

必要がある場合、いじめを受けた子供及びその他の子供が安心して教育を受けられるように必要な措置を講ずる。

8 重大事態の定義

- (1) ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（相当の期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合（いじめ防止対策推進法）

(2) 重大事態への対応

ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
イ 市教育委員会と協議の上、該当時間に対処する組織を設置する。
ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

【問題行動・いじめ対策 校内体制の流れ】

発見

一報

事実確認
指導・支援体制の決定

指導・支援

経過観察

生徒指導上の問題発生



問題を発見した教職員



学年主



生徒指導主



管理職

事実確認・安全確認
状況レベルの判断

いじめ重大事態

いじめにより

- ①生命心身及び財産に重大な被害生じた
- ②相当の期間(目安30日)学校を欠席することを余儀なくされている**疑いがある**
- ③保護者から重大事態の連絡があった

派遣・協力要請

重大事態

一般的案件

＜状況レベルに応じた対応＞

レベル1 担任・学年	該当児童への指導 関係児童への指導
レベル2 学年・全職員	学年全体・学校全体への指導 校内ケース会議
レベル3 警察・市教委・ 外部組織	外部組織連携と指導計画の立案
レベル4 教育委員会指導	市教委が出席停止などを行う 指導計画に基づき指導(家庭・校外等)

保護者
連絡・連携

外部関係機関

警察
市教育委員会
児童相談所
病院・医師
民生委員
ソーシャルワーカーなど
市解決チーム
県支援チーム

連絡・連携

困難事例対応的生徒指導

課題早期発見対応

課題予防的生徒指導

当該児童・保護者への指導・支援

課題未然防止教育

再発防止に向けて継続的指導・観察・機関との連携

発達支持的生徒指導

上記は、対応の基本の型とし、状況に合わせて柔軟に対応する。
「報告」「連絡」「相談」「確認」を徹底する。